

改 正 後			改 正 前		
農業土木工事施工管理基準 (令和2年4月) 長崎県農林部農村整備課			農業土木工事施工管理基準 (平成31年4月) 長崎県農林部農村整備課		
農業土木工事施工管理基準			農業土木工事施工管理基準		
目 次			目 次		
第1項	農業土木工事施工管理基準	3	第1項	農業土木工事施工管理基準	3
第2項	直接測定による出来形管理		第2項	直接測定による出来形管理	
	1 共通工事	5		1 共通工事	5
	2 ほ場整備工事	11		2 ほ場整備工事	11
	3 農用地造成工事	12		3 農用地造成工事	12
	4 農道工事	14		4 農道工事	14
	5 水路トンネル工事	19		5 水路トンネル工事	19
	6 水路工事	21		6 水路工事	21
	7 河川及び排水路工事	24		7 河川及び排水路工事	24
	8 管水路工事	26		8 管水路工事	26
	9 畑かん施設工事	40		9 畑かん施設工事	40
	10 橋梁工事	41		10 橋梁工事	41
	11 橋梁下部工事	43		11 橋梁下部工事	43
	12 法面保護工事	46		12 法面保護工事	46
	13 暗渠排水工事	49		13 暗渠排水工事	49
	14 フィルダム工事	50		14 フィルダム工事	50
	15 頭首工事	52		15 頭首工事	52
	16 海岸河川工事	53		16 海岸河川工事	53
	17 ため池工事	54		17 ため池工事	54
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	56	別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	56

第3項	撮影記録による出来形管理 <u>(工事写真によるその他の管理を含む)</u>	
○	写真管理基準
○	デジタル写真管理情報基準
○	撮影基準表	
▽	撮影基準表 (共通)
▽	品質管理写真撮影基準表
▽	出来形管理写真撮影基準表	
1	共通工事
2	ほ場整備工事
3	農用地造成工事
4	農道工事
5	水路トンネル工事
6	水路工事
7	河川及び排水路工事
8	管水路工事
9	畑かん施設工事
10	橋梁工事
11	橋梁下部工事
12	法面保護工事
13	暗渠排水工事
14	フィルダム工事
15	頭首工工事
16	海岸河川工事
17	ため池工事

第4項	品質管理	
1	コンクリート関係
2	土質関係
3	石材関係
4	アスファルト関係
5	コンクリート2次製品及び鋼材関係
6	その他の2次製品

第5項 施工管理記録様式

第6項 参考資料

第3項	撮影記録による出来形管理 <u>(追記)</u>	
	(追記)	
	(追記)	
	(追記)	
	(追記)	
	(追記)	
1	共通工事 63
2	ほ場整備工事 65
3	農用地造成工事 66
4	農道工事 66
5	水路トンネル工事 67
6	水路工事 67
7	河川及び排水路工事 67
8	管水路工事 68
9	畑かん施設工事 69
10	橋梁工事 69
11	橋梁下部工事 69
12	法面保護工事 70
13	暗渠排水工事 70
14	フィルダム工事 70
15	頭首工工事 71
16	海岸河川工事 71
17	ため池工事 71

第4項	品質管理	
1	コンクリート関係 73
2	土質関係 77
3	石材関係 82
4	アスファルト関係 83
5	コンクリート2次製品及び鋼材関係 86
6	その他の2次製品 88

(追記)

(追記)

第1項 農業土木施工管理基準

農業土木工事施工管理基準

第1 目 的

この農業土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、農業土木工事を施工するに当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

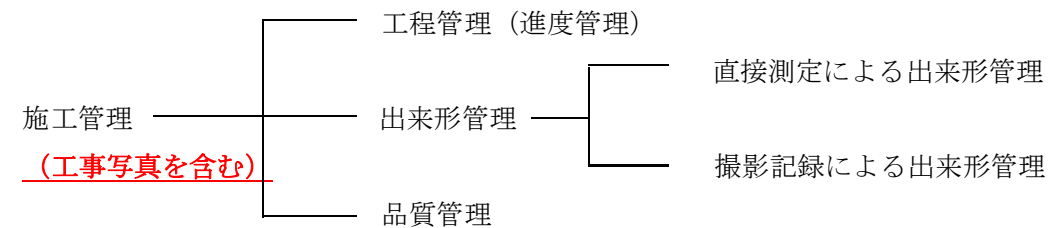
第2 適 用

この管理基準は、長崎県農林部農村整備課が実施する土木工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

本管理基準に定める JIS 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては当該最新の規格を適用するものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1. 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2. 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3. 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階（区切り）及び施工の進行過程が確認できるよう、写真管理基準に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4. 品質管理

第1項 農業土木施工管理基準

農業土木工事施工管理基準

第1 目 的

この農業土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、農業土木工事を施工する (空白) に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

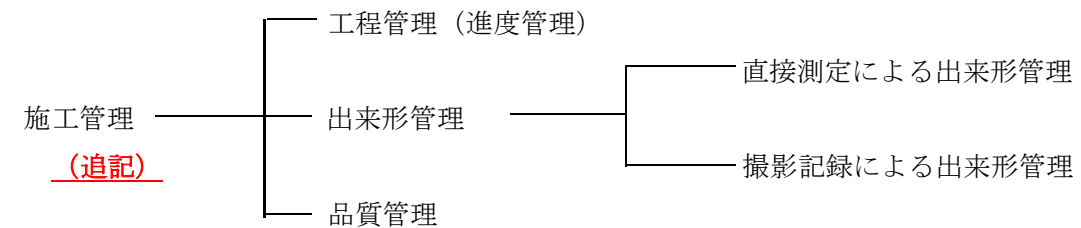
第2 適 用

この管理基準は、長崎県農林部農村整備課が実施する土木工事を請負により施工する場合 に 適用するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

本管理基準に定める JIS 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては当該最新の規格を適用するものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1. 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2. 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定（以下「出来形測定」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3. 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階（区切り）及び施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4. 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下「試験等」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1. 施工管理責任者

受注者は、工事着手前に施工管理責任者を定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2. 施工管理項目

施工管理は、第2項「直接測定による出来形管理」、第3項「撮影記録による出来形管理」、第4項「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3. 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、提出様式は第5項「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。

4. 施工管理上の留意点

- （1）完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- （2）完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- （3）管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を併せて記載するものとする。
- （4）施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- （5）出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5. 検査（完成・既済部分）時の提出内容

受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6. その他

- （1）規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障がない場合はこの限りでない。

（2）施工管理の記録は、電子納品対象物である。

（3）施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

（4）安全管理、仮設等について、施工管理の手段として用いる工事写真は、写真管理基準により撮影し、監督職員の請求に対し直ちに提示できるよう適切な管理のもとに保管し、完成時まで提出しなければならない。

第5. 用語の定義

管理基準値……管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標値」

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施（以下「試験等」という。）し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1. 施工管理責任者

受注者は、工事着手前に施工管理責任者を定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならない。

2. 施工管理項目

施工管理は、第2項「直接測定による出来形管理」、第3項「撮影記録による出来形管理」、第4項「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3. 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（追記）

4. 施工管理上の留意点

- （1）完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- （2）完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- （3）管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を併せて記載するものとする。
- （4）施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- （5）出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。

5. 検査（完成・既済部分）時の提出内容

受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

6. その他

- （1）規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障がない場合はこの限りでない。

（追記）

（2）施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。

（追記）

第5. 用語の定義

管理基準値……管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標

として示したものである。

規格値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

第2項 直接測定による出来形管理

〔以下、略〕

第3項 撮影記録による出来形管理 (工事写真によるその他の管理を含む)

写真管理基準

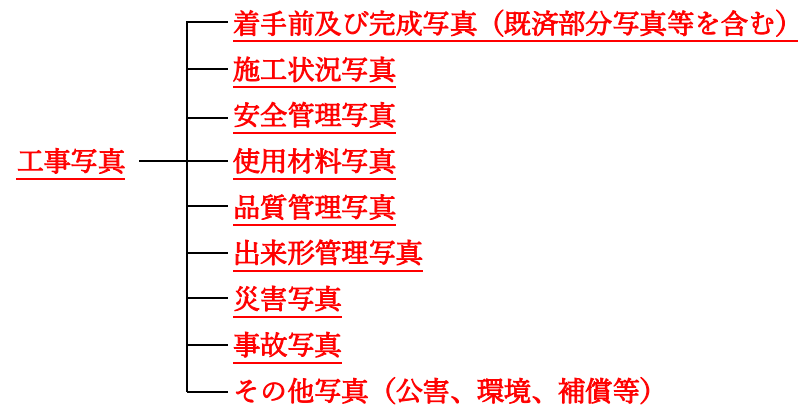
1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準第3の3及び同基準第4の6の(4)に定める工事写真による管理(撮影～提出)に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影基準表に示す「撮影基準」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、撮影基準表に示す「撮影方法」によるものとする。

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

値」として示したものである。

規格値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

第2項 直接測定による出来形管理

〔以下、略〕

第3項 撮影記録による出来形管理 (追記)

(追記)

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

I C T等を活用して出来形管理又は品質管理を行った場合には、出来形管理写真又は品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、当該I C T等の管理要領の規定によるものとし、監督職員との協議による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付、国技建管第10号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 写真の仕様

- (1) 写真の基本仕様は、撮影基準表に示す「撮影方法」の3による。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、以下の場合には別の大きさとすることができる。
 - ① 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
 - ② 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

2-7 留意事項

写真管理基準の撮影基準表の適用について、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 「撮影箇所」、「撮影基準」等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準の表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。

3. 整理提出

工事写真として、工事写真帳及び撮影写真の原本（デジタルカメラで撮影した場合に適用。）を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

- (1) フィルムカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (2) デジタルカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (3) 撮影写真の原本は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体

に格納し、監督職員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. その他

写真管理基準の撮影基準表における用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表的な箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。
- (2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所又は数量分を提出することをいう。
- (3) ○○m又は1施工箇所に1回とは、○○mに満たない現場でも最低1回という意味である。
- (4) 不要とは、原本を提出する場合に限り、工事写真帳として添付整理し提出する必要がないことをいう。

デジタル写真管理情報基準

平成28年3月
国土交通省

デジタル写真管理情報基準

— 目次 —

1	適用	1
2	フォルダ構成	1
3	写真管理項目	2
4	ファイル形式	4
5	ファイル命名規則	5
6	写真編集等	6
7	有効画素数	6
8	撮影頻度と提出頻度の取り扱い	6
9	その他留意事項	7
9-1	ウイルス対策	7
9-2	使用文字	7
付属資料1	写真管理ファイルのDTD	付1-1
付属資料2	写真管理ファイルのXML記入例	付2-1

(追記)

改定履歴

要領・基準名称	適用要領基準※
デジタル写真管理情報基準（案）平成11年8月	土木199908
デジタル写真管理情報基準（案）平成14年7月	土木200207
デジタル写真管理情報基準（案）平成16年6月	土木200406-01
デジタル写真管理情報基準（案）平成18年1月	土木200601-01
デジタル写真管理情報基準（案）平成20年5月	土木200805-01
デジタル写真管理情報基準 平成22年9月	土木201009-01
デジタル写真管理情報基準 平成28年3月	土木201603-01

※写真管理項目の基礎情報「適用要領基準」項目に記入する内容

1 適用

「デジタル写真管理情報基準」（以下「本基準」という）は、写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

2 フォルダ構成

写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、以下のとおりとする。
なお、「PHOTO」フォルダ以外のフォルダ構成については、電子納品等の運用を定める各ガイドラインによる。

- 「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD 及びXSL ファイルもこのフォルダに格納する。ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。
- 「PIC」とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。
- 参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。
- 参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。
- フォルダ名称は半角英大文字とする。
- 写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

3 写真管理項目

電子媒体に格納する写真管理ファイル（PHOTO、XML）に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。

表3-1写真管理項目（1/2）

分類	項目名	記入内容	データ属性	文字数	記入者	必須度	
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名(「PHOTO/」で固定)を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	◎	
	参考国フォルダ名	参考国ファイルを格納するフォルダ名(「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名(「PHOTO/DRA」で固定)を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	○	
	通用書類番号	電子請求書の作成で適用した書類・基準の版(土木201606-01)で固定を記入する。 (分野:土木, 西暦年:2016, 月:03, 版:01)	全角文字 半角英数字	30	▲	◎	
写真ファイル情報	シリアル番号	写真並し番号。提出時の電子媒体を統一、一連のまとまった写真についてユニークであれば、中括弧してもよい。120枚目を「000120」の後に0を付けて記入してはならない。	半角数字	7	▲	◎	
	写真ファイル名	写真ファイル名を記述子も含めて記入する。	半角英大文字	12 固定	▲	◎	
	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△	
	JPGファイル番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎	
	写真-大分類	写真の撮影した業務の種別(「工事」「調査」「調査」「調査」「調査」「調査」「設計」「その他」)から選択して記入する。工事写真は常に「工事」と記入する。	全角文字 半角英数字	8	□	◎	
	写真区分	写真管理基準(画)の分類に準じ、「途中前及び完成写真」「既設部分写真等を含む」「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他」(出庫、廃棄、保管等の区分)のいずれかを記入する。大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出順写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	工種	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事種別体系のレベル2「工種」を記入する。大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出順写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	種別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事種別体系のレベル3「種別」を記入する。大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出順写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	細別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事種別体系のレベル4「細別」を記入する。大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出順写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	写真タイトル	写真の撮影内容がわかるように、写真管理基準(画)の撮影項目、撮影時刻に相当する内容を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
	工種区分予備	工種区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△	
	付加情報	参考国ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考国のファイル名を記入する。異版に記した国の別紙が図紙となる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考国を受注者が作成している場合に記入する。	半角英大文字	13	▲	◎
		参考国ファイル日本語名	参考国ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
参考国タイトル		参考国の内容がわかるようなタイトルを記入する。異版に記した国の別紙が図紙となる場合、又は当該写真に關し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考国を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
付加情報予備		参考国、撮影位置等に關して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△	
撮影情報	撮影箇所	当該写真に関する撮影位置、撮影対象までの距離、撮影内容等を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
	撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日(9)の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数, MM:月, DD:日) 例)平成20年12月5日 → 2008-12-05	半角数字 -	10 固定 (HYPHEN-MINUS)	□	◎	

表3-1 写真管理項目 (2/2)

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
写真情報	代表写真	写真管理標準書の撮影範囲一覧表に示される提出範囲が作業以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	□	◎
	提出範囲写真	写真管理標準書の提出範囲に基づき写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	□	◎
※	施工管理帳	原図の別紙が図解な場合、設計寸法及び実寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	発注者説明文	発注者側で検査立会書、特異事項等があれば記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△
ソフトウェア用TAG		ソフトウェアが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲	△

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2文字で全角文字1文字に相当する。

【記入者】 □：電子成果品作成者が記入する項目

▲：電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目

【必要度】 ◎：必須記入。

○：条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)

△：任意記入。

※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

【解説】

- 写真管理項目は、写真の電子データファイルを検索、参照するなど活用していくための属性項目である。
- 写真管理項目のデータ表現の定義は、「9-2 使用文字」に従う。
- 付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML 記入例を示す。
- 工種、種別、細別の各項目は、新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。
- 写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。

表3-2 工種区分の記入可否の目安

写真区分	工種	種別	細別
着手前及び完成写真	×	×	×
施工状況写真	△	△	△
安全管理写真	△	×	×
使用材料写真	△	△	△
品質管理写真	○	△	△
出来形管理写真	○	△	△
災害写真	×	×	×
その他	×	×	×

(○：記入、△：記入可能な場合は記入、×：記入は不要とするが、任意の記入も可)

- 「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。

4 ファイル形式

ファイル形式は、以下のとおりとする。

- 写真管理ファイルのファイル形式はXML 形式(XML1.0 に準拠)とする。
- 写真ファイルの記録形式はJPEG とし、圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。
- 参考図ファイルの記録形式はJPEG もしくはTIFF とする。JPEG の圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFF は図面が判読できる程度の解像度とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSL に準じる。

【解説】

- 本基準「2 フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式はXML 形式とする。
- 写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSL に準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。
- 参考図ファイルの記録形式は、監督(調査)職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。

5 ファイル命名規則

- ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。
- ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。
- 写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTDは「PHOTO05.DTD」(05は版番号)とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。
- 写真ファイルの命名規則は次図の通り。

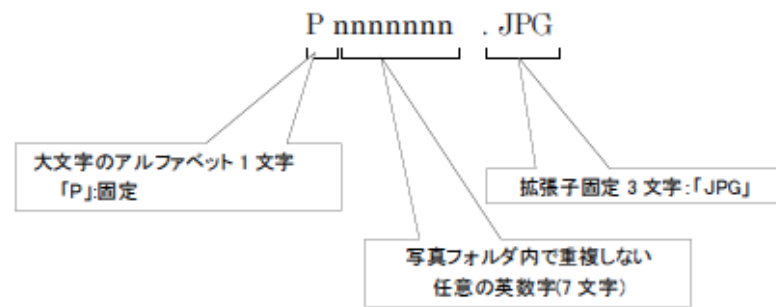


図 5-1 写真ファイルの命名規則

- 参考図ファイルの命名規則は次図の通り。

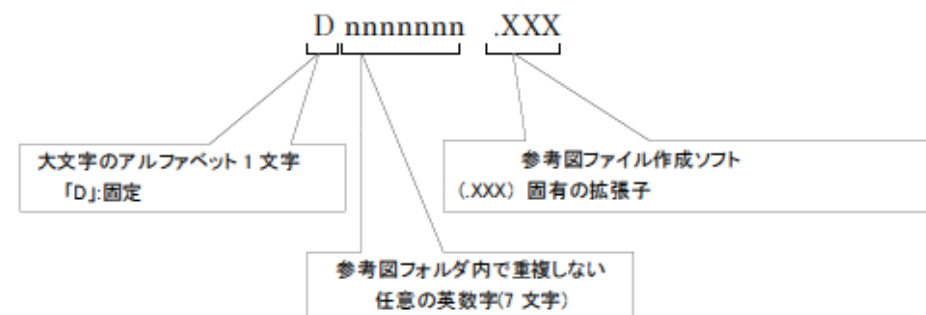


図 5-2 参考図ファイルの命名規則

【解説】

ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。参考図ファイルの拡張子は4文字でもよい。ファイル名に使用する文字は、半角(1バイト文字)で、大文字のアルファベット「A~Z」、数字「0~9」、アンダースコア「_」とする。

オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。

6 写真編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

7 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

【解説】

- 有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度）として設定する。
- 不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い

写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。

9 その他留意事項

9.1 ウイルス対策

- 受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。
- ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
- 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。
- 電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。

9.2 使用文字

- 本規定は、管理ファイル(XML 文書)を対象とする。
- 使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。
- 使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

【解説】

(1) 写真管理ファイルのデータ表現形式

使用文字の一般原則は上記の通りであり、写真管理ファイルでの文字の表現は、一般原則に従っている。以下に、写真管理ファイルでの文字の表現方法を解説する。

1) 全角文字

写真管理ファイルのデータ表現形式に示す「全角文字」とは、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字をいう。すなわち、全角文字には、漢字、数字、ラテン文字(a~z、A~Z)、ギリシャ文字、記号などがあるが、このうち全角の数字、ラテン文字は使用できない。全角文字を使用する項目では、必ず半角英数字も合わせて使用できるので、「平成22年」といったデータでは"22"を半角文字とする。

2) 半角英数字

同じく「半角英数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字(半角カタカナ、日本語文で使用する半角の記号(句点(。)、カギ括弧(「、」)、読点(、)、中点(・)、濁点(。)、半濁点(゜))を除いた文字をいう。

3) 半角英数大文字

同じく「半角英数大文字」とは、「半角英数字」からラテン小文字(a~z)を除いた文字をいう。半角英数大文字を使用する項目は、フォルダ名やファイル名といった命名規則が決められている場合であるので、命名規則に従ってデータを入力する。

4) 半角数字

同じく「半角数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字のうち、数字(0~9)及び小数点(.)をいう。

(2) 留意事項

機種依存文字（例えば、丸囲い数字、ローマ数字、 ℓ 、No、kg、 m^2 、地名や人名等の特殊漢字等）、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるので使用しない。また、数字やラテン文字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、数字やラテン文字は半角文字で統一する。

付属資料1 写真管理ファイルの DTD

電子媒体に格納する写真管理ファイル (PHOTO.XML) の DTD (PHOTO05.DTD) を以下に示す。

なお、DTD ファイルは、国土交通省のホームページ (<http://www.cals.ed.go.jp/>) から入手できる。

```
<!--PHOTO05.DTD / 2008/05 -->
<!ELEMENT photodata (基礎情報, 写真情報+, ソフトメーカー用TAG*)>
<!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED "05">

<!-- 基礎情報 -->
<!ELEMENT 基礎情報 (写真フォルダ名, 参考図フォルダ名?, 適用要領基準)>
  <!ELEMENT 写真フォルダ名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図フォルダ名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 適用要領基準 (#PCDATA)>

<!-- 写真情報 -->
<!ELEMENT 写真情報 (写真ファイル情報, 撮影工程区分, 付加情報*, 撮影情報, 代表写真, 提出頻度写真, 施工管理値?, 請負者説明文?)>
  <!ELEMENT 代表写真 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 提出頻度写真 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 施工管理値 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 請負者説明文 (#PCDATA)>

<!-- 写真ファイル情報 -->
<!ELEMENT 写真ファイル情報 (シリアル番号, 写真ファイル名, 写真ファイル日本語名?, メディア番号)>
  <!ELEMENT シリアル番号 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真ファイル名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真ファイル日本語名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT メディア番号 (#PCDATA)>

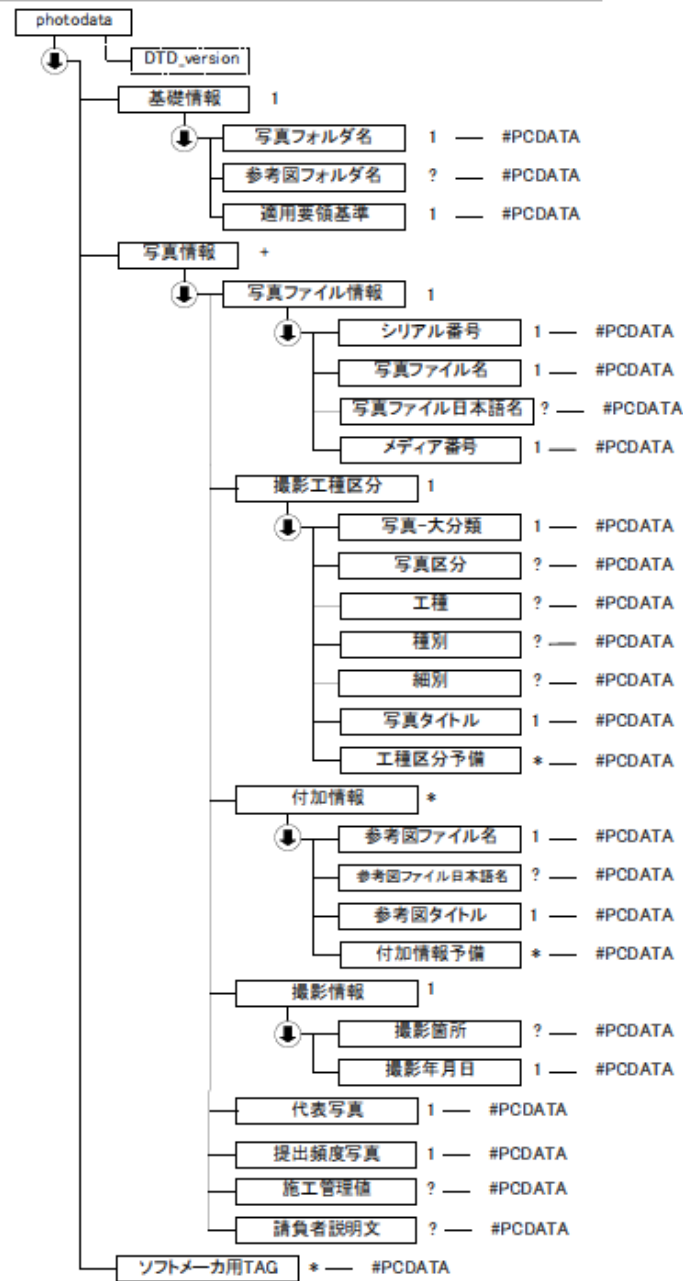
<!-- 撮影工程区分 -->
<!ELEMENT 撮影工程区分 (写真-大分類, 写真区分?, 工程?, 種別?, 細別?, 写真タイトル, 工程区分予備*)>
  <!ELEMENT 写真-大分類 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真区分 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 工程 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 種別 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 細別 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 写真タイトル (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 工程区分予備 (#PCDATA)>

<!-- 付加情報 -->
<!ELEMENT 付加情報 (参考図ファイル名, 参考図ファイル日本語名?, 参考図タイトル, 付加情報予備*)>
  <!ELEMENT 参考図ファイル名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図ファイル日本語名 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 参考図タイトル (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 付加情報予備 (#PCDATA)>

<!-- 撮影情報 -->
<!ELEMENT 撮影情報 (撮影箇所?, 撮影年月日)>
  <!ELEMENT 撮影箇所 (#PCDATA)>
  <!ELEMENT 撮影年月日 (#PCDATA)>

<!ELEMENT ソフトメーカー用TAG (#PCDATA)>
```


PHOTO05.DTDの構造図



↓ 上から順に記述することを示す。
 1 : 必ず、1回記述する。
 ? : 記述は任意。記述する場合は1回に限る。
 + : 必ず、1回以上記述する。
 * : 記述は任意。複数の記述を認める。

図付1-1 写真管理ファイルのDTD の構造

付 1-2

付属資料2 写真管理ファイルのXML 記入例

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の記入例を以下に示す。

なお、DTDファイルは、国土交通省のホームページ (<http://www.cals.ed.go.jp/>) から入手できる。

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO05.DTD">
<?xml-stylesheet type="text/xsl" href="PHOTO05.XSL" ?>
<photodata DTD_version="05">
  <基礎情報>
    <写真フォルダ名>PHOTO/PI</写真フォルダ名>
    <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名>
    <適用要領基準>土木201603-01</適用要領基準>
  </基礎情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号>1</シリアル番号>
      <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名>
      <写真ファイル日本語名>着事前0001.JPG</写真ファイル日本語名>
      <メディア番号>1</メディア番号>
    </写真ファイル情報>
    <撮影工程区分>
      <写真-大分類>工事</写真-大分類>
      <写真区分>着事前及び完成写真</写真区分>
      <写真タイトル>着事前写真</写真タイトル>
      <工程区分予備>工程区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工程区分予備>
    </撮影工程区分>
    <付加情報>
      <参考図ファイル名>D0000001.JPG</参考図ファイル名>
      <参考図ファイル日本語名>平面図00001.JPG</参考図ファイル日本語名>
      <参考図タイトル>平面図</参考図タイトル>
      <付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
    </付加情報>
    <撮影情報>
      <撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
      <撮影年月日>2010-11-14</撮影年月日>
    </撮影情報>
    <代表写真>1</代表写真>
    <提出頻度写真>1</提出頻度写真>
    <請負者説明文>受注者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
  </写真情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号>2</シリアル番号>
```

3行目 (<?xml-stylesheet~) は、XML文書の書式(体裁)を指定する場合の宣言文。書式指定を宣言した場合、XSLファイルを格納すること。スタイルシートを利用しない場合は、当該1行を削除する。

写真管理項目の記入規則に基づき、赤字の部分について内容を記入する。

<写真ファイル名>P0000002.JPG</写真ファイル名>
<写真ファイル日本語名>施工状況写真 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
<メディア番号>1</メディア番号>
</写真ファイル情報>
<撮影工程区分>
<写真-大分類>工事</写真-大分類>
<写真区分>施工状況写真</写真区分>
<写真タイトル>掘削状況写真</写真タイトル>
</撮影工程区分>
<撮影情報>
<撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
<撮影年月日>2010-11-18</撮影年月日>
</撮影情報>
<代表写真>1</代表写真>
<提出頻度写真>1</提出頻度写真>
</写真情報>
<写真情報>
<写真ファイル情報>
<シリアル番号>3</シリアル番号>
<写真ファイル名>P0000003.JPG</写真ファイル名>
<写真ファイル日本語名>安全管理 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
<メディア番号>1</メディア番号>
</写真ファイル情報>
<撮影工程区分>
<写真-大分類>工事</写真-大分類>
<写真区分>安全管理写真</写真区分>
<写真タイトル>安全訓練等の写真</写真タイトル>
</撮影工程区分>
<撮影情報>
<撮影年月日>2010-11-21</撮影年月日>
</撮影情報>
<代表写真>0</代表写真>
<提出頻度写真>0</提出頻度写真>
</写真情報>
<写真情報>
<写真ファイル情報>
<シリアル番号>4</シリアル番号>
<写真ファイル名>P0000004.JPG</写真ファイル名>
<写真ファイル日本語名>出来形 0001.JPG</写真ファイル日本語名>
<メディア番号>1</メディア番号>
</写真ファイル情報>
<撮影工程区分>
<写真-大分類>工事</写真-大分類>
<写真区分>出来形管理写真</写真区分>
<工程>舗装修繕工</工程>
<種別>舗装打換え工</種別>

<細別>下層路盤</細別>
<写真タイトル>路盤(1層目)出来形測定</写真タイトル>
<工程区分予備>工程区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工程区分予備>
</撮影工程区分>
<付加情報>
<参考図ファイル名>0000002.JPG</参考図ファイル名>
<参考図ファイル日本語名>横断面 00002.JPG</参考図ファイル日本語名>
<参考図タイトル>横断面</参考図タイトル>
<付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
</付加情報>
<撮影情報>
<撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
<撮影年月日>2010-11-22</撮影年月日>
</撮影情報>
<代表写真>1</代表写真>
<提出頻度写真>1</提出頻度写真>
<施工管理値>As 舗装工(下層路盤工):設計寸法 400mm・実測寸法 405mm</施工管理値>
<請負者説明文>受注者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
</写真情報>
<ソフトメーカー用TAG>ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数入力可)</ソフトメーカー用TAG>
</photodata>

撮 影 基 準 表

- ・ 撮影基準表（共通）
- ・ 品質管理写真撮影基準表
- ・ 出来形管理写真撮影基準表

撮影基準表（共通）

区分	工種	撮影箇所	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完了後〕	施工完了後1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付する
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施設箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ICT等を活用した管理による場合は、計測毎に1回	不要	工事打合せ簿に添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する
使用材料	使用材料	形状寸法	品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する
		検査実施状況	品目毎に1回 〔検査時〕		

（追記）

（追記）

区分	工種	撮影箇所	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
品質管理写真		別添 品質管理写真撮影基準表に記載			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理写真		別添 出来形管理写真撮影基準表に記載			
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準に定められていない部分	監督職員との協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	被災前は付近の写真でも可
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係ほか	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策等	各施設設置状況	施設毎に1回 〔設置後〕	適宜	

品質管理写真撮影基準表

番号	工種	撮影箇所〔項目〕	撮影基準〔時期〕	提出頻度	摘要
①	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験			
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
	コンクリートの洗い分析試験				
	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工後）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 〔試験実施中〕		
テストハンマーによる強度推定調査					
コアによる強度試験		テストハンマー試験により必要が認められた時 〔試験実施中〕			

（追記）

番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準(時期)	提出頻度	摘要
②	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕	不要	
		超音波探傷検査			
③	既成杭工	外観検査	検査毎に1回 〔検査実施中〕	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 〔検査実施中〕		
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
セメントミルクの圧縮強度試験					
④	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 〔試験実施中〕		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
⑤	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた 場合 〔試験実施中〕		
		含水比試験			
⑥	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
⑦	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた 場合 〔試験実施中〕		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
⑧	アスファルト舗装(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	アスファルト舗装(舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			

番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準(時期)	提出頻度	摘要	
⑨	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験				
		温度測定(コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 〔温度測定中〕			
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕			
コアによる密度測定						
⑩	グースアスファルト 舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイールトラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析 試験				
	温度測定					
グースアスファルト 舗装(舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕				
⑪	路省安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1 回 〔試験実施中〕	不要		
		ブルーフローリング				
		平板載荷試験	ただし、「TS、GNS Sを用い た盛土の締固め管理要領」によ る場合は、写真を省略。			
		現場CBR試験				
		含水比試験				降雨後又は含水比の変化が認 められた場合〔試験実施中〕
		たわみ量				ブルーフローリングの不良箇 所について実施 〔試験実施中〕
⑫	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認 められた場合〔試験実施中〕	不要		
		現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNS Sを用い た盛土の締固め管理要領」によ る場合は、写真を省略。			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕			
		平板載荷試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕			
		現場CBR試験				
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇 所について実施 〔試験実施中〕			

番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準(時期)	提出頻度	摘要
⑬	固結工	土の一軸圧縮試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
⑭	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
⑮	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	
⑯	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		コアによる強度試験			
⑰	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	モルタルを除く
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		スランブ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕		
⑱ ⑲	河川土工 海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕		
⑳	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	

番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準(時期)	提出頻度	摘要		
㉑	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕	不要			
		ブルーフローリング	工種毎に1回〔試験実施中〕				
		平板載荷試験	土質毎に1回				
		現場C B R試験	〔試験実施中〕				
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合〔試験実施中〕				
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合〔試験実施中〕				
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施〔試験実施中〕				
㉒	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		岩石の吸水率					
		岩石の圧縮強さ					
		岩石の形状					
㉓	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		骨材の密度及び吸水率試験					
		骨材のふるい分け試験					
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 〔試験実施中〕				
		モルタルの圧縮強度による砂の試験					
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 〔試験実施中〕				
		粗骨材中の軟石量試験					
		骨材中の粘土塊量の試験					
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験					
		粗骨材のすりへり試験					
	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験						
	練り混ぜ水の水質試験						
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕			不要	気温、コンクリート
		スランプ試験					
空気量測定		品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕					
コンクリートの圧縮強度試験		配合毎に1回 〔試験実施中〕					
温度測定							
コンクリートの単位容積質量試験							
コンクリートの洗い分析試験							
コンクリートのブリージング試験							
コンクリートの引張強度試験							
コンクリートの曲げ強度試験							

番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準(時期)	提出頻度	摘要
⑳	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		コンクリートの洗い分析試験			
㉑	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40m毎に1回		
㉒	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
㉓	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
㉔	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
	アスファルト量抽出粒度分析 試験				

番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準(時期)	提出頻度	摘要
㉔	排水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析 試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタプロ試験			
	排水性舗装工 (舗設現場)	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定 外観検査			
㉕	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査			
		温度測定 現場密度の測定			
㉖	工場製作工	外観検査	1橋に1回又はI工事に1回 〔現物照合時〕	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚〔切出時〕 ※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又はI工事に1回 〔現物照合時〕		
㉗	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			

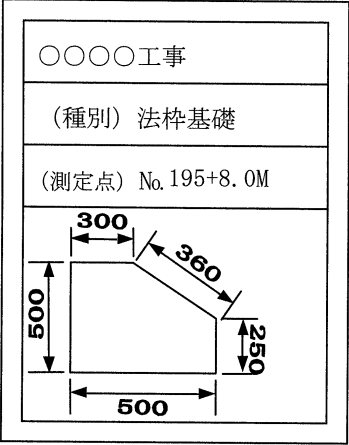
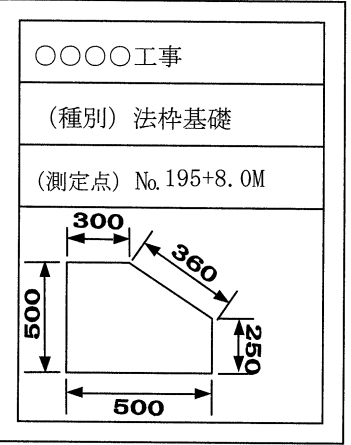
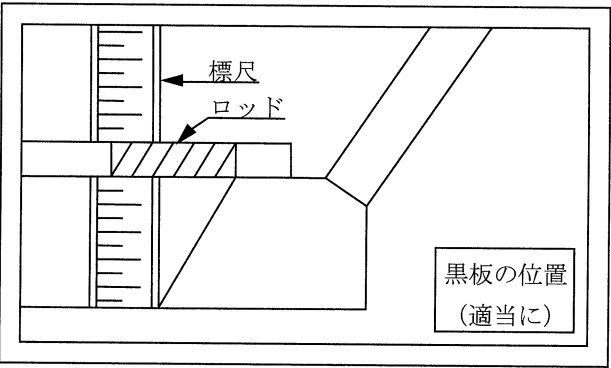
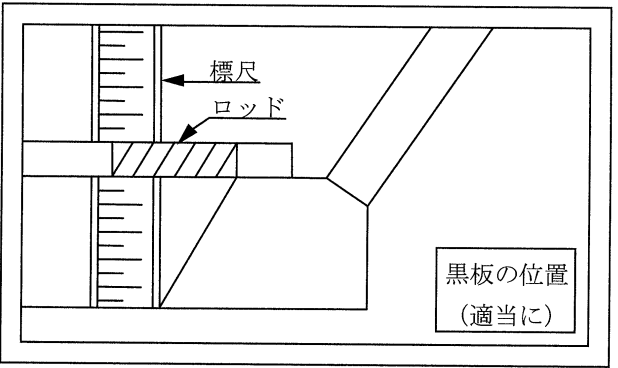
番号	工種	撮影箇所(項目)	撮影基準(時期)	提出頻度	摘要
④	溶接工	引張試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて 〔試験実施中〕		

出来形管理写真撮影基準表

工種	撮影基準	撮影箇所
1 共通工事	1. 一般 「着手前・完成」「施工状況写真」「安全管理」等については、撮影基準表（共通）による。	
2. 掘削	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面（芝）、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
4. 石積み（張） ブロック積み（張）	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
6. 矢板打工	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。

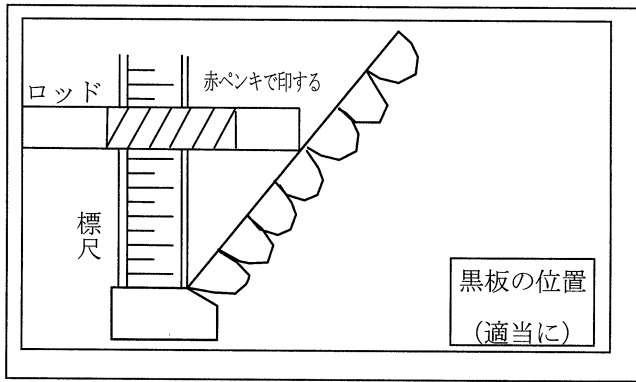
(追記)

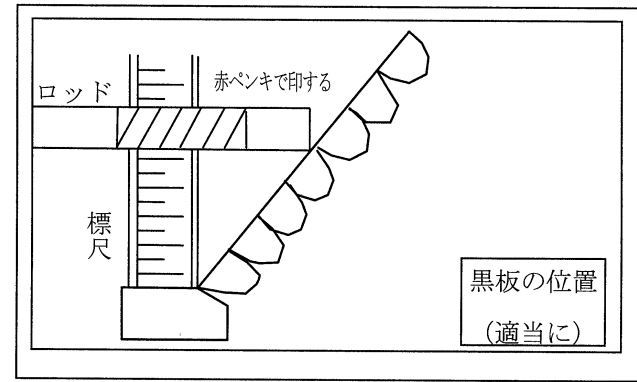
工種	撮影基準	撮影箇所
1 共通工事	1. 一般 1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。	
2. 掘削	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面（芝）、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
4. 石積み（張） ブロック積み（張）	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
6. 矢板打工	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法	(追記)	撮影方法	管理方法
撮影基準表(共通)による。	1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図 3. 写真はカラー撮影とする。なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する。 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。	(追記)	1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図 3. 写真はカラー撮影とする。なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する。 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。
代表箇所各1枚	黒板記入例 		(追記)	黒板記入例 	
代表箇所各1枚	写真例(基礎の高さ) 		(追記)	写真例(基礎の高さ) 	
代表箇所各1枚			(追記)		
代表箇所各1枚 但し、「鋼管矢板 板基礎工」は全枚数			(追記)		

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共 通 工 事	7. オープンケーソン	構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、長さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	8. 栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。
	9. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	10. 精度を要するもの、分水工計量部、ゲート戸当部、橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	11. U 字 溝 U字フリーム ベンチフリーム	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	12. 土 水 路	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
13. 鉄筋組立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。	

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共 通 工 事	7. オープンケーソン	構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、長さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	8. 栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。
	9. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	10. 精度を要するもの、分水工計量部、ゲート戸当部、橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	11. U 字 溝 U字フリーム ベンチフリーム	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	12. 土 水 路	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
13. 鉄筋組立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。	

提出頻度	撮影方法	管理方法
全枚数	4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。 写真例 	
不要		
代表箇所 各1枚 但し、「集水柵工」 「暗渠工」「L型側溝」 「自由勾配側溝」 「管渠」は不要		
代表箇所 各1枚		
不要		
不要		
代表箇所 各1枚		

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)	4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。 写真例 	

工種	撮影基準	撮影箇所
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね10a当たり1箇所の割合で撮影する。 表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一。 基盤面、表土埋戻し後を撮影する。
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は50～100mにつき1箇所の割合で、支線道路は200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。

工種	撮影基準	撮影箇所
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね10a当たり1箇所の割合で撮影する。 表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一。 基盤面、表土埋戻し後を撮影する。
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	4. 道路工 (砂利道)	幹線道路は50～100mにつき1箇所の割合で、支線道路は200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)		

工種	撮影基準	撮影箇所
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕 おおむね1ha当たり2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑) テラス延長100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法勾配、幅、耕起幅、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道) 施工延長おおむね100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	法勾配、幅、厚さ、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良 おおむね2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成 測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 農 道 工 事	1. 路盤工 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	まき出し厚さ、転圧、幅、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート 舗装工 アスファルト 舗装工 上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

工種	撮影基準	撮影箇所
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕 おおむね1ha当たり2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑) テラス延長100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法勾配、幅、耕起幅、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道) 施工延長おおむね100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	法勾配、幅、厚さ、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良 おおむね2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成 測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 農 道 工 事	1. 路盤工 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	まき出し厚さ、転圧、幅、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート 舗装工 アスファルト 舗装工 上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

3. 砕石舗装工	上記と同一。	まき出し厚さ、幅、転圧、その他必要箇所を撮影する。
4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

3. 砕石舗装工	上記と同一。	まき出し厚さ、幅、転圧、その他必要箇所を撮影する。
4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル 巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
6 水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。
	2. 現場打サイホン	上記と同一。
	3. 現場打暗渠	上記と同一。
	4. 鉄筋コンクリート大型フリーム鉄筋コンクリートL形水路	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一
7 河川及び排水路工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト 法覆工	上記と同一。
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	上記と同一。 コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
	3. ライニング水路 <u>連節ブロック</u> <u>コンクリートマット</u>	上記と同一。 布設、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル 巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
6 水路工事	1. 現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。
	2. 現場打サイホン	上記と同一。
	3. 現場打暗渠	上記と同一。
	4. 鉄筋コンクリート大型フリーム鉄筋コンクリートL形水路	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一
7 河川及び排水路工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト 法覆工	上記と同一。
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	上記と同一。 コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
	3. ライニング水路 <u>連節ブロックコンクリートマット</u>	上記と同一。 布設、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)		

工種	撮影基準	撮影箇所
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 砂基礎及び 埋戻等 2. 管水路 遠心力鉄筋コン クリート管 3. 管水路 強化プラスチック 複合管、 ダクタイル鋳鉄管	施工延長おおむね50～100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 上記と同一。 上記と同一。 基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締 固め状況等を撮影する。 管布設状況、外観検査、ジョイント関係、 その他必要箇所を撮影する。 上記と同一。

工種	撮影基準	撮影箇所
8 管 水 路 工 事	3. 管体基礎工 砂基礎及び 埋戻等 4. 管水路 遠心力鉄筋コン クリート管 3. 管水路 強化プラスチック 複合管、 ダクタイル鋳鉄管	施工延長おおむね50～100mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 上記と同一。 上記と同一。 基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締 固め状況等を撮影する。 管布設状況、外観検査、ジョイント関 係、その他必要箇所を撮影する。 上記と同一。

4. 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	上記と同一。	上記と同一。
5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影する。
6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所について撮影する。
7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未達は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一

4. 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	上記と同一。	上記と同一。
5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影する。
6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所について撮影する。
7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未達は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一

提出頻度	撮影方法	管理方法
不要		
不要		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。	
不要	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。	
代表箇所 各1枚	上記と同一。	
代表箇所 各1枚	上記と同一。	

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)		
	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。	
	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。	
	上記と同一。	
	上記と同一。	

代表箇所 各1枚	上記と同一。	
-------------	--------	--

	上記と同一。	
--	--------	--

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
9 畑 かん 施設 工事	1. スプリンクラー	1 ha当たり1～2箇所の割合で撮影する。 埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。 PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート 床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね30～60㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工	上記と同一。 上記と同一。
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影する。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1共通工事の10精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. <u>橋脚工</u> <u>ラーメン式</u>	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
9 畑 かん 施設 工事	1. スプリンクラー	1 ha当たり1～2箇所の割合で撮影する。 埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。 PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート 床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね30～60㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。
	3. 鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工	上記と同一。 上記と同一。
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影する。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については「1共通工事の10精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. <u>橋脚工</u> <u>(ラーメン式)</u>	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)		

工種	撮影基準	撮影箇所
12 法面保護工事	1. 法面保護工 客土吹付、植生基材吹付工、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね200～400㎡につき1箇所、その他は1,000㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等 必要箇所を撮影する。
13 暗渠排水工事	1. 吸水渠 1耕地当たり1～2箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線) 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	埋設深、その他必要箇所を撮影する。

工種	撮影基準	撮影箇所
12 法面保護工事	1. 法面保護工 客土吹付、植生基材吹付工、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね200～400㎡につき1箇所、その他は1,000㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等 必要箇所を撮影する。
13 暗渠排水工事	1. 吸水渠 1耕地当たり1～2箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線) 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	埋設深、その他必要箇所を撮影する。

14 フ イ ル ダ ム 工 事	1. 監査廊	1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤体盛土	盛立高さおおむね3～5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。ストックパイルは造成の都度1箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪水吐	2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋設計器	各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトボーリング	ボーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

14 フ イ ル ダ ム 工 事	1. 監査廊	1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤体盛土	盛立高さおおむね3～5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。ストックパイルは造成の都度1箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪水吐	2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋設計器	各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトボーリング	ボーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
適宜		
適宜		
適宜		
適宜	撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特別仕様書による。	
適宜		

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)		
	撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特別仕様書による。	

工種	撮影基準	撮影箇所
15 頭 首 工 事	1. 本体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。 厚さ、幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね200㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。
16 海 岸 河 川 工 事	1. 捨石工 消波ブロック工	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
17 た め 池 改 修 工 事	1. 堤体工	施工延長おおむね20m～40mにつき1箇所の割合で撮影する。 盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。 床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。 床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。

工種	撮影基準	撮影箇所
15 頭 首 工 事	1. 本体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。 厚さ、幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね200㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。
16 海 岸 河 川 工 事	1. 捨石工 消波ブロック工	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
17 た め 池 改 修 工 事	1. 堤体工	施工延長おおむね20m～40mにつき1箇所の割合で撮影する。 盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。 床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。 床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮影方法	管理方法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

(追記)	撮影方法	管理方法
(追記)		

代表箇所 各1枚					
代表箇所 各1枚					
代表箇所 各1枚					
<hr/> <p style="text-align: center;">第4項 品質管理</p> <p style="text-align: center;">〔以下、略〕</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第5項 施工管理記録様式</p> <p style="text-align: center;">〔以下、略〕</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第6項 参考資料</p> <p style="text-align: center;">〔以下、略〕</p> <hr/>			<hr/> <p style="text-align: center;">第4項 品質管理</p> <p style="text-align: center;">〔以下、略〕</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第5項 施工管理記録様式</p> <p style="text-align: center;">〔以下、略〕</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第6項 参考資料</p> <p style="text-align: center;">〔以下、略〕</p> <hr/>		

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和元年度改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和元年度改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和元年度改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和元年度改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和元年度改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和元年度改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前

長崎県農業土木工事施工管理基準 令和元年度改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前